（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに京都府与謝郡伊根町及び大分県津久見市の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
備考　上欄の暴風雨とは、平成二十九年台風第十八号によるものをいう。	

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を次に公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十一号

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十六号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十二号

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の十第二項（同法第三条の十一第三項において準用する場合を含む。）、第十七条及び第十八条、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四条第三項、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第二項並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業信用保険法施行令の一部改正）

第一条　中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「を除く。）に係る保険関係、法第三条の二第一項に規定する債務の保証（法第十二条に規定する経営安定関連保証」を「（以下この条及び第五条第一項において「経営安定関連保証」という。）及び法第十五条に規定する危機関連保証（以下この条及び第五条第一項において「危機関連保証」という。）を除く。）に係る保険関係、法第三条の二第一項に規定する債務の保証（経営安定関連保証及び危機関連保証」に改める。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（保険料率）」を付し、同条中「率（以下」の下に「この条において」を加える。

第三条に見出しとして「（経営安定関連保証に係る保険料率）」を付する。

本則に次の二条を加える。

（危機関連保証に係る保険料率）

第四条　法第十七条の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（経営安定関連保証及び危機関連保証に係る保険関係及び限度額の特例）

第五条　法第十八条の政令で指定する保険関係は、普通保険、無担保保険又は特別小口保険について、それぞれ、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証（東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）第一条の規定により指定された措置及び法第二条第六項の経済産業大臣が認める場合における同項の事象についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第二項の規定により同条第一項の政令で指定された措置に係るものに限る。）に係る保険関係、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証に係る保険関係、経営安定関連保証に係る保険関係及び危機関連保証に係る保険関係とする。